

別紙 1

1 会議の傍聴

- (1) 傍聴を希望される場合は、懇話会開始 30 分前までに来場し、受付で必要事項を記入の上、傍聴することができます。
- (2) 傍聴希望者が可能傍聴者数（10 名程度）を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 報道関係者が傍聴を希望される場合は、(1)、(2) に関わらず傍聴可能ですが、席の確保の都合上、11 月 12 日（水）17 時までに、別紙 2 取材申込書に必要事項を記入の上、問い合わせ先までメールまたは FAX にてお知らせ下さい。
- (4) なお、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合など構成員の協議により会議を公開しないとしたときは、非公開となる場合があります。